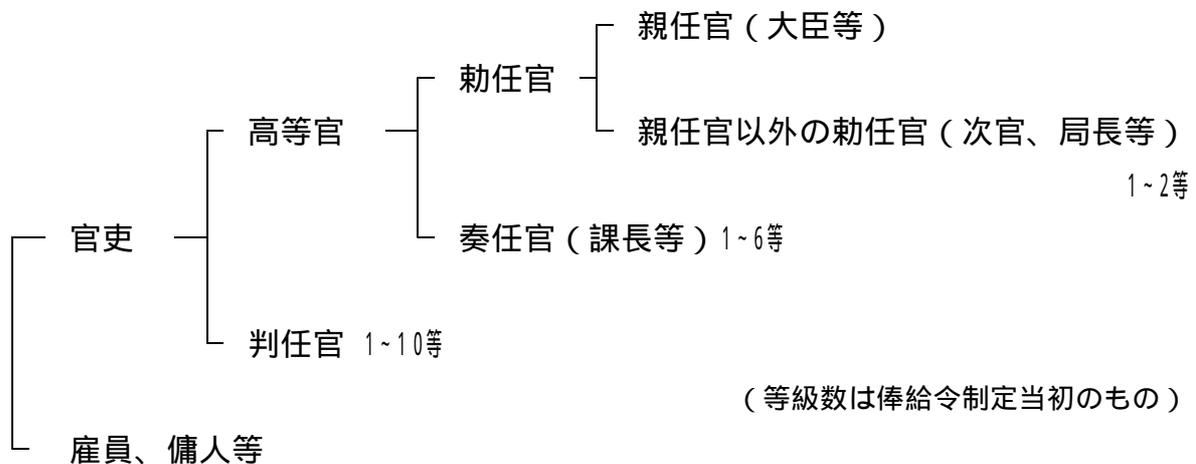


## 戦前の官吏制度等について

## 1 官吏等の分類



## 2 官吏

旧憲法第10条(「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス」)で天皇の任免大権及び官制大権を規定し、行政組織や官吏制度が勅令により定められる憲法上の根拠を規定。この規定により、高等官官等俸給令、官吏服務規律、文官任用令、文官分限令、文官懲戒令等それぞれの制度ごとに勅令を制定。

官吏服務規律第1条(「凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ其職務ヲ尽スヘシ」)でも明らかなおり、官吏の身分は天皇により与えられ、その身分に伴う忠実無定量の服務義務をもつとともに、その身分に伴う俸給も天皇の官吏としての体面を保つために相応しいものとして天皇の与えるところとされた。また、天皇の名において人民を支配する特別の身分を有するものとされた(\*)。

## 【行政組織との関係】

明治18年、内閣制度創設により、行政組織としての体裁が整う。

明治19年には、各省官制(勅令)を制定。

- ・ この勅令は、「各省官制通則」(別紙1)と「外務省官制」等の「各省官制」の集合体。
- ・ 前者は、次官、局長、参事官、秘書官、書記官、試補、<sup>そく</sup>属といった各省に共通に置かれる官職の設置などを規定。
- ・ 後者は、各省ごとの所掌事務、内部組織や定員等を規定。

官吏の任用等については別紙2参照。

### 3 雇員、傭人

民法上の委任契約又は雇用契約を通じて国に使用される者。

雇員と傭人の区別は必ずしも明確ではないが、前者が一般の行政官庁において通常の行政事務を担当する者であり、後者は肉体的単純作業に従事する者。「文官任用令」が判任官の任用資格として、5年以上雇員たる者を掲げており、雇員は身分的に官吏に近いものと観念されていたといえる。

雇員は判任官の前段階とみなされ、類似あるいは同一の職務を行っており、職務内容によって両者を弁別することは事実上不可能。非官吏は官吏と異なり官制により定員が定められていないため、業務量増大に即応する機能(\*\*)。

給与も統一基準はなく、予算の許す範囲で各省庁が内規を設け独自に支給。実際には給与体系はどの省庁でも同一で、職種、学歴、性別により初任給が決まり、勤続年数により昇級。なお、勤勉手当は、勤勉手当給与令により判任官と雇員に共通の統一基準が設定されていた(\*\*)。

### 4 昭和17年7月現在の全官公庁定員(\*\*\*)

勅任	1,848人
奏任	23,827人
奏任待遇	8,209人
判任	250,788人
判任待遇	143,791人
嘱託	11,694人
雇員	662,490人
傭人	474,808人
計	1,577,455人

(うち中央 47,660、地方 187,879、作業官庁 1,341,916)

(注) 待遇官吏とは、国家に対し忠実かつ無定量の勤務に服すべき公法上の義務を負うが、国庫から俸給を受けない等の理由により、正式に高等官または判任官とされないが、その待遇を与えられる者(例：公立学校職員、巡査、看守、名誉領事等)

(参考)\* 人事行政二十年の歩み(人事院)

\*\* 戦後日本の公務員制度史(川手撰)

\*\*\* 戦前期日本官僚制の制度・組織・人事(戦前期官僚制研究会)

上記以外は官吏・公務員制度の変遷(日本公務員制度史研究会)

○各省官制通則(全改)(明治三年三月二十七日勅令第50號)

第一條 本則中各省トアルハ外務省内務省大藏省陸軍省海軍

省司法省文部省農商務省逓信省ヲ含稱ス

第二條 各省大臣ハ其主任ノ事務及今後法律勅令ニ依リ主任

ニ屬スル事務ニ付其實ニ任スシ

主任ノ事務兩省以上ニ關涉スルトキハ關涉ノ各省大臣ノ間

ニ協議ヲ經テ其主任ヲ定メ上奏スヘシ若シ各省大臣ノ間協

議決定セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出スヘシ

第三條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定廢止及

改正ヲ要スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スヘシ

第四條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付其職權若クハ特別ノ委

任ニ依リ法律勅令ノ範圍内ニ於テ法律勅令ヲ施行シ又ハ安

寧秩序ヲ保持スル爲ニ各省令ヲ發スルコトヲ得

第五條 各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ其省中各局課及

其所轄官廳ノ處務細則ヲ定ムルコトヲ得

第六條 法律勅令ニ副署シ省務ヲ敷奏シ内閣ノ議ニ列シ及省

令ヲ發スルコトヲ除ク外各省大臣ハ其職務ヲ次官ニ代理

セシメ又ハ其職務ノ一部ヲ次官ニ委任スルコトヲ得

次官事務故アルトキハ大臣其省中ノ高等官ヲシテ臨時其職務

ヲ代理セシムルコトヲ得

第七條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官

府縣知事ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得

府縣知事ヲ監督スヘシ若シ警視總監北海道廳長官府縣知事

ノ處分又ハ指令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモ

ノアリト認ムルトキハ其處分指令ヲ停止シ又ハ取消スコト

ヲ得

第九條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ監督シ兼任官ノ進退ハ之ヲ

奏薦昇行ヲ判任官以下ハ之ヲ專行ス

府縣書記官警部長島司郡長ノ進退ハ内務大臣收稅長ノ進退

ハ大藏大臣之ヲ奏薦昇行ス

第十條 各省大臣ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ敘位敘勳

及恩給ヲ上奏スヘシ

第十一條 各省大臣ハ毎年六月中ニ前會計年度ノ功程ヲ具ヘ

内閣總理大臣ヲ經テ上奏スヘシ

第十二條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ内閣總

理大臣ニ報告スヘシ

第十三條 各省大臣ハ一週年末ニ其省ノ豫算定額内ニ於テ奏

任官以下特別ノ勤務アル者ヲ賞與シ之ヲ官報ニ公録スルコ

トヲ得

第十四條 各省大臣ハ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ部下ノ官吏

ヲ懲戒ス

第十五條 各省職員ヲ置ク左ノ如シ

次官

局長

參事官

祕書官

書記官

試補

屬

第十六條 各省ニ次官一人ヲ置ク勅任トス

第十七條 次官ハ命ヲ大臣ニ承テ各局課ノ事務ヲ監督シ省務

ノ全部ヲ整理スルノ責ニ任ス

第十八條 次官ハ大臣ノ命ヲ承テ第六條ノ範圍内ニ於テ大臣

ノ職務ヲ代理シ又ハ大臣ノ指令シタル範圍内ニ於テ委任ノ

事務ヲ處理ス

第十九條 次官ハ大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得

第二十條 各省ニ大臣官房ヲ置ク

大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密文書ニ關スルコト

二 機密事務ニ關スルコト

三 官吏ノ進退身分ニ關スルコト

但各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ニ於テ處理スルコトヲ得

四 大臣ノ官印及省印ヲ管守スルコト

五 其他各省官制ニ依リ特ニ官房ノ所掌ニ屬セシムルモノ

第二十一條 各省中省務ノ全部ヲ統轄スル爲ニ總務局ヲ置ク

總務局長ハ次官ヲ以テ之ニ充ツ總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ

掌ル

一 各局ノ成案ヲ審査シ及公文ヲ起草スルコト

二 公文書類及成案文書ヲ接受發送スルコト

三 統計報告ノ材料ヲ探聽シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ奏  
閱ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スルコト  
四 本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト  
五 其他各省官制ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムルモ  
ノ  
第十二條 各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ヲ置カテ大臣官房ニ於  
テ其事務ヲ掌ルコトヲ得  
第十三條 各省中省務ヲ分掌スル爲各局ヲ置ク其分掌事務  
ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
第十四條 大臣官房總務局及各局ノ分課ハ各省大臣其省ノ  
便宜ニ從ヒ閣議ヲ經テ之ヲ定ム  
第十五條 各局ニ局長一人ヲ置ク但局長ヲ置クコトヲ要  
スルモノハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
局長ハ勲任ニ等又ハ奏任三等以上ニ其官等ハ各省官制ノ  
部ニ就テ之ヲ定ム  
局長及ハ奏任トス  
第二十六條 局長ハ大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケテ其主務ヲ掌理シ  
及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス  
第二十七條 局長ハ其主任ノ事務ニ付其職權ニ屬シ又ハ特別  
ノ委任ヲ受ケルノ事項ハ之ヲ處理專行ス

第二十八條 局長ハ局長ノ事務ヲ佐ケ若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス  
第二十九條 參事官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ諮詢ニ應ジ意  
見ヲ具ヘ及筆議立案ヲ掌ル  
前項ノ外特ニ參事官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省官制ノ  
部ニ就テ之ヲ定ム  
第三十條 參事官ハ其省ノ便宜ニ從ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若  
クハ臨時命ヲ承ケテ其事務ヲ助ケルコトアルヘシ  
第三十一條 祕書官ハ奏任トス大臣ニ專屬シテ官房ノ事務ヲ  
掌ル  
祕書官ハ二人ヲ以テ定員トス  
第三十二條 祕書官ハ臨時命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ助ケルコト  
アルヘシ  
第三十三條 書記官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケテ大臣  
官房總務局又ハ各局ニ分屬シテ其事務ヲ掌リ且課長ヲ兼ス  
ルコトヲ得  
第三十四條 各省專任參事官專任書記官ハ併セテ八名以下ト  
シ其定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
第三十五條 試補ハ定期間大臣ノ揀命スル所ニ就テ事務ヲ練  
習シ任官ヲ待ツモノトス  
各省試補ノ定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第三十六條 局中各課ニ課長一人ヲ置キ判任官ヲ以テ之ニ充  
シ課長ハ命ヲ局長ニ承ケテ事務ヲ掌理ス  
各省中特ニ奏任官ヲ以テ課長ヲ兼セシムルモノハ各省官制  
ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
陸軍省海軍省中ノ課長ハ武官及理學士理ヲ以テ之ニ充シ  
第三十七條 屬ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ書記簿記及計算  
ノ事ニ從フ  
第三十八條 各省判任官ノ定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定  
ム  
各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官俸給豫算定額内ニ於テ  
雇員ヲ使用スルコトヲ得  
第三十九條 本則ニ揭ケルモノ、外各省特別ノ職員ヲ置クコ  
トヲ要スルモノハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム  
第四十條 各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキ  
ハ每次狀ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ裁可ヲ請フヘシ

## 官吏の任用等について

	任用資格	具体的任命行為(注1)
親任官	任用資格に関する規定なし	官記に天皇が親書し、内閣総理大臣が副署
親任官を除く 勅任官	当初は任用資格に関する規定なし その後政治任用を制限する観点から「文官任用令」において以下の任用資格を規定(明32) 高等官3等(奏任官の最高等)にある者(あった者) 満1年以上勅任文官の職にあった者 勅任文官の職にあった者で、文官高等試験合格者 満2年以上勅任検事の職にある者(あった者)	閣議決定を経て、上奏し、 <u>官記に天皇が御璽を鈐し</u> 、内閣総理大臣が年月日を記入
奏任官	「文官任用令」で以下のとおり規定(明26) 高等文官試験合格者 満3年以上高等文官の職にあった者 満3年以上判事・検事の職にあった者	内閣総理大臣又は各省大臣が天皇に奏請し、天皇が奏薦書に御璽を鈐する。 <u>官記には内閣の印を鈐し</u> 、内閣総理大臣が年月日を記入
判任官	「文官任用令」で以下のとおり規定(明26) 文官普通・高等試験の合格者 官立・公立中学校等の卒業者又は文部大臣がこれと同等以上と認めた者 満3年以上文官の職にあった者 満5年以上同一官庁に在職する雇員で文官普通試験委員の銓衡を経た者	法令上特段の規定はなく、各官庁限りで任命手続が行われる(任免大権の委任と観念されていた)

(注) 任命権者についての規定はないが、官吏の究極的な任命権は天皇に遡ると考えられる。  
具体的任命行為については、官記(辞令書)について定めた「公式令」による。